

目出度祝著之由候。以直書被申候。猶相意得可令申旨候。恐々謹言。

十二月十三日

總 貞 在判

栗棘庵 參 侍者御中

十二月十三日。鳳至郡新町地下中屋衛門等、本誓寺に、衛門太郎分の田畠を預く。

【本誓寺文書】 鳳至郡

一三二五

預申候衛門太郎分の田畠事

合廿刈之役年具ハ以上三百四拾文

右彼田地ハ、衛門太郎御庵室之御老様ノ御米一俵借申、御算用候エバ過分ニ成候エドモ、佗事申候テ御差岡候間、其御禮田地ノ作敷ヲ申合候。若々田地ニ六借キ事候ハ、我等四人之中エ御返可申候。何事ニテモ請取可申候。此方從取離申事ハ有間敷候。若子々孫々菟角申者此以證文ヲ御作可候候。仍爲後日狀如件。

新町地下

天文拾四年

中屋 衛 門 略押

拾二月十三日

ウエ 衛 門 略押

左衛門九郎

下 衛門太郎

誓法様 參

(この文書は預々申すと書すれども、實は賣券なり。新町は藩政時代に阿岸郷新町分といへるものとす。)

【本誓寺文書】

一三二六

預申 衛門太郎分の田畠事

合廿かりのやく年貢は

(以上三百四十文也)

右彼田地は、衛門太郎御あぜちの御としよりさまの御米壹俵かり申候。御さん用候へば過分になり候へ共、御わびごと申候て御さしをき候間、その御禮に田地之さく敷を申合。もしく此田地にむづかしきこと候は、我ら四人の中へ御かへしあるべし。何時にてもうけとり可申候。こなたよりとりはなり申事は有間敷候。若子々孫々にとかく申者、此證文をもつて御さく候べく候。仍爲後日狀如

件。

天文十四年

十二月十三日

中屋 衛 門 略押
うへ 衛門太郎 略押
五郎二郎 略押
下 左衛門九郎 略押
衛門太郎 略押

誓法さま

まいる

(この文書は、内容前出のものに同じといへども、二通共に原本なり。)

天文十五年

丙午

紀元二二〇六

三月朔日。幕府、山城南禪寺に、同寺領能美郡得橋郷代官職周璉を止め、景珠を之に代ふるを承認す。

【南禪寺文書】 山城

一三一七

南禪寺領加賀國得橋郷事、先代官周璉首座依公事無沙汰

天文十五年

五四九

令改易之、被申付代官職於球都寺云々。爲寺家進止彌不可有相違。次當郷代官職事、周璉首座雖及訴訟、不可被許容。爰球都寺至庄屋亂妨之趣、周璉言上之間、於其段者爲各別儀之條、可被經其沙汰之由所被仰下也。仍執達如件。

天文十五年三月初日

(飯尾義連) 大和守 在判
(諏訪長俊) 前信濃守 在判

當寺雜掌

五月十五日。溫井總貞、大内義興が畠山義總の卒去を弔する爲下したる山城東福寺栗棘庵の長老に答書を與ふ。

【栗棘庵文書】 山城

一三一八

爲興林院殿御申、龍花院至能州被遣候。從其方溫井兵庫助方に能々可被申遣之由候。繪一幅花鳥舞筆被遣候。次丁子貳斤進覽之候。箱一温井殿へ進入候。御傳達可畏入候。舊冬屋形に御馬無事下着候。何茂重而可被申候。恐々謹言。